

査察事案の事務処理が適正に行われなかったため、重加算税等を賦課決定できなかったり、延滞税を過小に徴収決定したりしていたもの

1 件 不当金額(収入) 3 5 6 4 万円

1 加算税及び延滞税の概要

(1) 加算税の概要

国税通則法（昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。）は、国税の適正な納付を保障するため、納税者が法定申告期限までに適正な申告をしないときなどには加算税を課す旨を定めている。

このうち過少申告加算税は、納税者から期限内申告書に記載した税額が適正に納めるべき税額に比して過少であったことなどにより修正申告書の提出等があったときに、当該納税者に対して課されるものである。また、重加算税は、納税者が国税の税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したことに基づく納税申告書を提出していたときに、当該納税者に対して、過少申告加算税に代え、課されるものである。

そして、税務署長が納税者に対して重加算税を確定するため賦課決定することができる期間（以下「除斥期間」という。）は、偽りその他不正の行為により税額の全部もしくは一部を免れた場合においては、法定申告期限から7年を経過する日までとなっている。

(2) 延滞税の概要

通則法は、納税者が納付すべき国税を法定納期限までに完納しないときに、法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じて、未納の税額に所定の割合を乗じて計算した額を延滞税として課す旨を定めている。そして、通則法第61条の規定により、期限内申告書の提出後、その法定申告期限から1年以上経過して当該期限内申告書に係る修正申告書が提出された場合等の延滞税の計算に際しては、その法定申告期限から1年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出された日までの期間を、延滞税の計算期間から控除することとされている（以下、この控除を「特例控除」という。）。ただし、偽りその他不正の行為により国税を免れた納税者が、当該国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る延滞税の計算に際しては、特例控除の適用はないものとされている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような適正とは認められない事態が見受けられた。

(1) 重加算税等の賦課決定に関する事務処理

関東信越国税局（以下「国税局」という。）の査察部門は、査察事案の対象であった株式会社Aから平成22年6月22日に提出された14年9月から20年8月までの6事業年度又は課税期間（以下「事業年度等」という。）に係る法人税と消費税及び地方消費税（以下「法人税等」という。）の修正申告について、重加算税等の賦課決定に関する審査を行うために課税資料を作成した。しかし、その際、14年9月から15年8月まで（以下「15年8月期」という。）の事業年度等に係るものの除斥期間が7年で、除斥期間が満了する日（以下「満了日」という。）が22年11月1日と切迫しているにもかかわらず、同部門は6事業年度等分の課税資料をまとめて国税局資料調査課に引き継いだり、これを引き継いだ同課が処理期限を記載した送付書を添付しないまま法人課税課に回付したりしていたため、満了日が切迫していることへの注意を十分に払わないまま審査が行われ、15年8月期の法人税等の修正申告に係る重加算税等について、除斥期間が満了してしまい、賦課決定できなかった。このように、15年8月期の法人税及び消費税に係る重加算税等20,990,014円を賦課決定できなくなったことは不当と認められる。

(2) 延滞税の徴収決定に関する事務処理

国税局管理運営課は、(1)のとおり重加算税の賦課決定ができなくなったことを捉え、下館税務署に対して、法定納期限から1年を経過する日の翌日となる16年11月1日から修正申告書の提出があった22年6月22日までの期間を控除した期間を延滞税の計算期間とするよう指示していた。同税務署は、この指示を受け15年8月期の法人税及び消費税に係る延滞税を2,484,282円と計算し、23年1月に徴収決定していた。しかし、同会社が提出した15年8月期の法人税等の修正申告書は、「偽りその他不正の行為により国税を免れた納税者が、当該国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した修正申告書」に該当することから、延滞税の計算に際し特例控除を適用することはできないものと認められた。したがって、適正な延滞税の額を計算すると17,139,990円となり、上記の徴収決定額2,484,282円との差額14,655,708円を過小に徴収決定していたことは不当と認められる。なお、同差額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。